

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

日向市実行委員会 第2回総会

【別冊】



日時 令和7年6月5日（木）14時

会場 日向市中央公民館

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 第2回総会 別冊資料 目次

(令和7年2月20日 日向市実行委員会第1回常任委員会 承認事項)

- No. 1 日向市開催推進総合計画の一部改正 P 1

- No. 2 第1回総務企画専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市協賛取扱要項 P 4
 - 2 日向市広報基本計画 P 9
 - 3 日向市市民運動基本計画 P 11
 - 4 日向市ボランティア募集要項 P 13
 - 5 日向市観光・おもてなし基本計画 P 16

- No. 3 第1回競技式典専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市競技運営基本計画 P 17
 - 2 日向市リハーサル大会開催基本計画 P 18
 - 3 日向市式典基本計画 P 20
 - 4 日向市施設整備基本計画 P 21

- No. 4 第1回宿泊衛生専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市宿泊基本計画 P 22
 - 2 日向市医事衛生基本計画 P 23
 - 3 日向市医療救護要項 P 24
 - 4 日向市防疫対策要項 P 26
 - 5 日向市食品衛生対策要項 P 27
 - 6 日向市環境衛生対策要項 P 29

- No. 5 第1回輸送交通専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市輸送交通基本計画 P 31
 - 2 日向市消防防災・警備基本計画 P 33

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合計画の一部改正

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市開催推進総合計画を次のとおり改正する。

1 理由

日向市開催推進総合計画の「2 年次計画」における別表「年次計画（年度別業務一覧）」について、これまでの進捗状況等を反映した所要の改正を行うもの。

2 内容

(1) 組織

- ① 令和6年度の「庁内推進本部設置」を削除し、令和7年度に「庁内実施本部設置」を追加

(2) 総務企画専門委員会

- ① 競技式典専門委員会〔7 式典〕の令和8年度「炬火イベント実施計画・要項策定」及び令和9年度「炬火イベント実施」を〔3 広報〕に変更

(3) 競技式典専門委員会

- ① 〔6 競技〕の令和5年度「リハ大会開催基本計画策定」を令和6年度に変更
- ② 〔7 式典〕の令和8年度「炬火イベント実施計画・要項策定」及び令和9年度「炬火イベント実施」を総務企画専門委員会〔3 広報〕に変更

(4) 宿泊衛生専門委員会

- ① 〔9 宿泊〕の令和7年度「リハ大会宿泊実施要項策定」を削除し、令和8年度「大会宿泊実施要項策定」に「(県)」を追加

(5) 輸送交通専門委員会

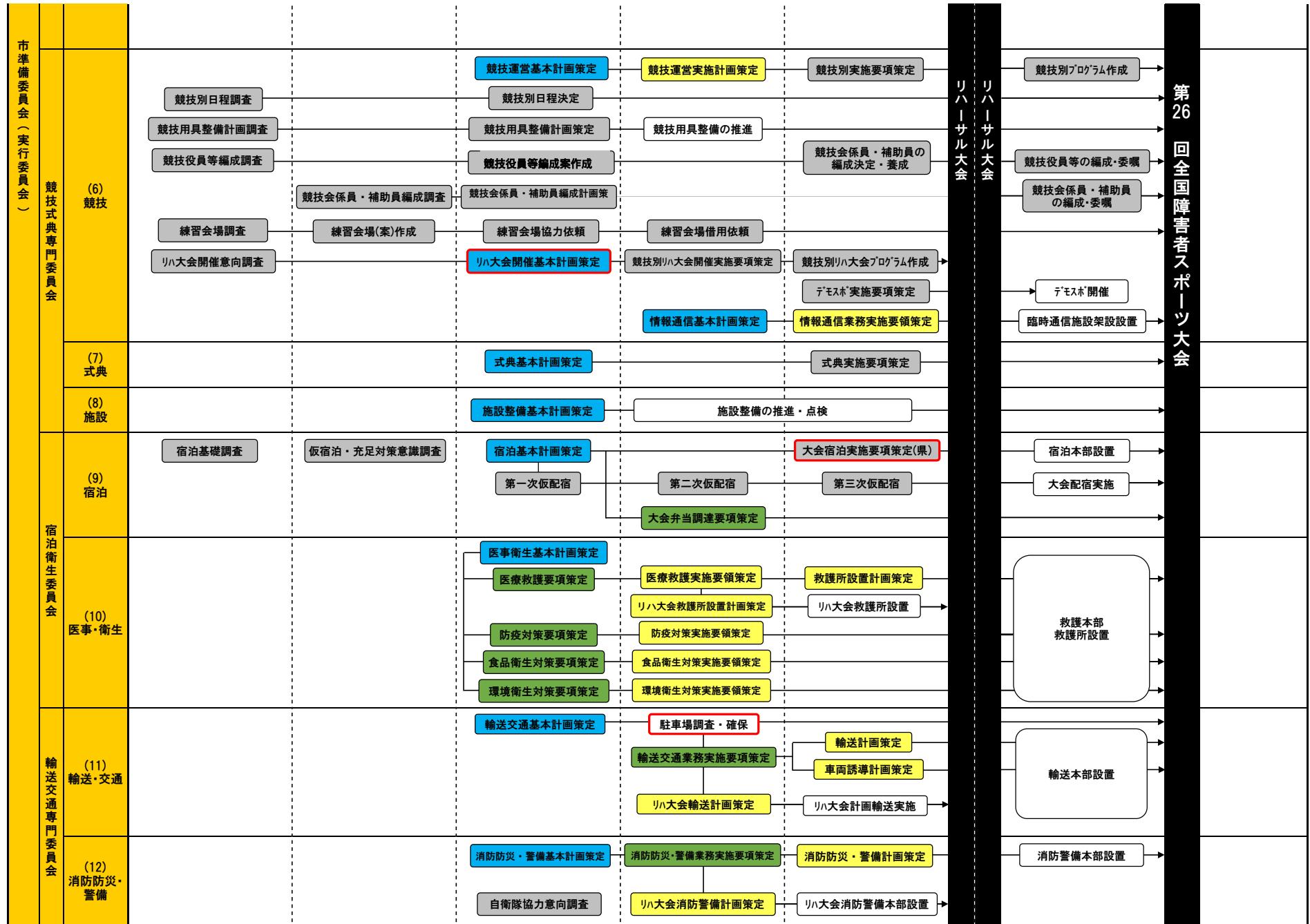
- ① 〔11 輸送・交通〕の令和6年度「駐車場調査・確保」を令和7年度に変更

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】の一部改正

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
組織 総務企画 委員会 (1) 総務企画 (2) 財務 (3) 広報 (4) 市民運動 (5) 観光・おもてなし	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組	庁内実施本部設置 リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	実行委員会総会(解散) 事業概要説明会開催(後催県対象) 大会報告書配付 ホランティア募集・研修・配置 歓迎装飾・ガイドブック作成 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置
	県との連絡調整 全体会期調査	開催推進総合計画策定 大会経費調査検討	企業協賛取扱要項策定 リハ大会経費検討	リハ大会予算編成 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定	大会経費予算編成 リハ大会識別用品整備 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会識別用品整備 大会遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
			広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営 広報基本計画策定・広報活動	大会報告書編成方針策定 炬火イベント実施計画・要項策定	大会報告書作成 炬火イベント実施
			市民運動基本計画策定 ホランティア募集要項策定 ホランティア募集等の検討	市民運動の推進 ホランティア募集・研修 ホランティアマニュアル策定 リハ大会ホランティア業務計画策定	リハ大会ホランティア配置 大会ホランティア業務計画策定	ホランティア募集・研修・配置
			観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置運営要項策定 売店設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置

第81回国民スポーツ大会
第26回全国障害者スポーツ大会

第81回国民スポーツ大会



総合計画・基本計画
要項
要領・実施計画
県・競技団体との調整事項
その他

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

原則として、大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動等にあたると認められるもの。
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことがで

きる。また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(様式第 1 号)

協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長 様

(申込者)
所在地
名称又は氏名
電 話

日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与	
引渡年月日		
その他		

※個人協賛者は、下記にチェックをお願いします。

①「日向市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

②氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

【担当者連絡先】

所属名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

個人協賛にあたっての確認書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- (3) 実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその理由を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

(様式第 2 号)

協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与	
引渡年月日		
その他		

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市広報基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、「日向市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ① 愛称・スローガンの活用及び普及
- ② マスコットキャラクターの活用及び普及
- ③ 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及

(2) 各種広報物による広報

各種広報物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

- ① ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成
- ② 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- ③ 広報グッズの作製

(3) 屋外広告物による広報

横断幕やカウントダウンボード等を設置し、大会開催を広く周知する。

- ① 横断幕、のぼり旗等の設置
- ② 案内板、カウントダウンボード等の設置
- ③ デジタルサイネージの活用

(4) 多様なメディアによる広報

多様なメディア、SNS等を活用し、幅広い世代への効果的な情報伝達により、本市の魅力を広域的に発信する。

- ① ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- ② 新聞、テレビ、ラジオを活用した情報発信

(5) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、既存のイベント・大会等と連携し、効果的な広報活動を実施する。

- ① 啓発イベントの開催

② 市、各種団体等の主催によるイベント、大会等との連携

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。

① 大会報告書の作成

② 大会記録映像、写真集等の制作

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市市民運動基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）の成功に向け、「日向市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の本市の発展につなげる。

2 内容

(1) 市民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進
- ② 競技会場での観戦や応援の促進
- ③ 大会関連イベントへの参加

(2) 心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

- ① 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- ② 横断幕や応援のぼり旗などでの歓迎
- ③ おもてなし料理等のふるまい

(3) スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむなど、「する・みる・ささえる」スポーツに取り組み、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営める大会とする。

- ① 大会開催のPR、競技体験会等の開催
- ② 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 日向市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

- ① 観光情報等の発信
- ② 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ③ 観光ボランティア活動への参加

(5) クリーンで快適な大会

環境美化活動を促進し、きれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

- ① クリーンアップ活動への参加促進
- ② 競技会場周辺における交通渋滞の緩和促進

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和7年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

5 応募要件

平成27年4月1日以前（令和9年度に中学生以上）に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むものとする。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

7 登録・変更・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合は、登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ① 本人または当該団体から申し出があった場合
 - ② 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ③ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動（研修会等を含む。）開始は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

登録者に対して、大会に関する認識を深め円滑な大会運営を行えるよう、実行委員会は必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等に対する報酬は原則無償とし、交通費も自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当等を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、日向市個人情報保護法施行条例（令和4年日向市条例第40号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市観光・おもてなし基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対する観光・おもてなしについて、「日向市開催推進総合計画」に基づき、大会参加者等を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を心温かく迎えるとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の利便性を向上するため、競技会場や主要駅に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光等の案内業務を行う。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品やご当地グルメの紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店を設置する。

(5) おもてなしの提供

関係機関、関係団体の協力を得て接遇意識の高揚に努めるとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市競技運営基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」という。）と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

2 内容

（1）競技会の運営

関係団体等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

（2）競技役員等の編成

関係団体等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

（3）競技用具の整備

現有する競技用具を可能な限り活用し、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に整備する。

（4）競技記録

関係団体等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（5）リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に対する市民の機運醸成を図るため、関係団体等と協力して開催する。

（6）デジタル技術の活用

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会の運営や競技記録業務における情報について、デジタル技術を活用して通信の効率化やリアルタイムでの発信に努める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市リハーサル大会開催基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、宮崎県の「日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」という。）と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として国スポ・障スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営を行うとともに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

(3) 式典

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化し、式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

(4) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として国スポ・障スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポ・障スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不

足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

国スポ・障スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を醸成するため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 消防防災・警備

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(11) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。なお、日本のひなた宮崎障スポのリハーサル大会については、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市式典基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」）と十分に協議のうえ、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、関係団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努めることとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市施設整備基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会の施設整備については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、整備する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市宿泊基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者等」という。)の宿泊について、「日向市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ① 大会参加者等の宿舎は、原則として市内の旅館等(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- ② 市内の旅館等だけで大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

(2) 配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、視察員、報道員及びその他関係者の宿舎は、原則として、選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、本市の多彩で新鮮な食材を使った郷土色豊かなものを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市医事衛生基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関、関係団体(以下「関係団体等」という。)の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、医療救護体制及び防疫体制の確立を図る。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及び蔓延を防止するため、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等に対する食の安全・安心を確保するため、関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、食中毒の発生予防に努める。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍及び競技会場等の衛生対策、廃棄物の適正処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、救護活動及び競技運営に支障のないよう、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

（3）宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に

応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。なお、この場合には必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(4) 市実行委員会主催の大会関連イベント等における医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

7 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市及び宮崎県内での流行状況を常に監視するとともに、大会参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

- ア 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- イ 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- ウ 競技会場において食品を提供する売店の従事者
- エ その他市実行委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（4）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄や空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

① 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

② 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市輸送交通基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送交通について、「日向市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

① 輸送の原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、その利用料金は自己負担とする。

② 計画輸送

競技会場、練習会場及び宿泊施設間の輸送において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

③ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を行う。

② 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全を確保し、目的地に迅速に到達させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

① 駐車場の確保

競技会場及び練習会場並びにその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、

一般車両(一般観覧者車両を含む。)と容易に区別ができるよう必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、公共交通機関等の積極的な利用とマイカーの利用自粛を呼びかける。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市消防防災・警備基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備対策について、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、「日向市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 内容

（1）消防防災対策

競技会場等の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止及び救急救助に関する諸対策を講じる。また、大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関等の協力を得て、防火・防災に対する意識の向上を図る。

（2）警備対策

競技会場、練習会場及び宿泊施設（以下「競技会場等」という。）における事件、事故の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。また、大会期間中には、関係機関等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等での大規模災害並びに突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止及び救急救助に関する諸対策を講じる。

（4）関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。